

(b) 協議、同意、許可・認可・承認<環境省>

第3次勧告								地方要望分	貴府省の対応	
分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考		可否	法改正時期又は対応案等
19	18	自動車から排出される窒素酸化物粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	第7条	第3項	同意協議(大臣)	2②(2項4号、5号(「期間」のみ)に係る部分) ×(その他)		※	×	<p>同意を廃止する。 しかしながら、削減目標量(第7条第2項4号)、計画達成の期間(第7条第2項5号)と同様に、計画達成の方途(第7条第2項5号)についても同意を要しない協議として存置する。 (理由) 「達成の方途」としては、国の直轄事業による道路整備(例:国道1号線第二京阪道路)、国の負担金、補助金等を受けて地方公共団体が行う道路整備(例:地域住民が抱える交通安全に関する課題の解消を図るための事業を一定の地区内において面的・集中的に行う交通安全事業統合補助)、国道と地方道の交差点の立体化(例:原宿立体交差点(国道1号線・横浜市主要地方道18号環状4号線))、有料道路の料金割引などの社会実験といった国の事業や国が関与して地方と協力して実施する事業が重要である。 また、低公害車やエコドライブの普及促進については、国及び地方公共団体が自動車製造事業者や物流業界のような自動車を使用する事業者に対して指導・啓発を行うことにより、達成されるものである。 このような施策は、都道府県単独で実施できるものはほとんどなく、国と共同で実施したり財政面等で役割分担したりするなど、国が主体となる施策と密接に関係する施策や複数の都道府県にまたがる施策が多いため、国等の施策と整合し、かつ極力効果的・効率的なものである旨の確認が必要不可欠であることから、「達成の方途」に係る協議は存置する必要がある。</p>
19	20	水質汚濁防止法	第4条の3	第3項	同意協議(大臣)	1b(2項1号に係る部分) ×(その他)		※	×	<p>削減目標量(第4条の3第2項1号)と同様に、達成の方途(第4条の3第2項2号)、その他必要な事項(第4条の3第2項3号)についても同意を要する協議として存置する。 (理由) 「達成の方途」及び「その他必要な事項」としては、国の補助金等を受けて地方自治体が行う事業(例:下水道整備や浄化槽整備による生活排水対策、農地や家畜からの汚濁負荷削減対策、海底にたい積した汚泥のしゅんせつ、海底の汚泥を良質な砂で覆う覆砂、海浜や浅場等の整備による直接浄化)、国と複数の地方自治体が一体的に行う事業(例:東京湾、伊勢湾、大阪湾、広島湾で行われている水質一斉調査、瀬戸内海環境保全月間等による普及及び啓発)が挙げられる。 このように、国の財政的支援が伴う施策など、国が主体となる施策と密接に関係する施策や複数の都道府県にまたがる施策が多いため、国の施策と整合し、かつ、極力効果的・効率的なものである旨の確認が必要不可欠であることから、「計画達成の方途」及び「その他必要な事項」に係る同意協議は存置する必要がある。</p>